

始良市新学校給食センター整備・運営事業
実施方針、要求水準書（案）の修正について
【新旧対応表】

令和6年6月11日

始 良 市

実施方針の修正内容

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	旧	新
1	12	第2	3	(2)	イ	(エ)	a	維持管理業務を行う者	本市の令和6・7年度入札参加資格者名簿の「庁舎等の管理等業務委託」に登録されていること。	本市の令和6・7年度入札参加資格者名簿の <u>いずれか</u> に登録されていること
2	12	第2	3	(2)	イ	(オ)	c	運營業務を行う者	給食調理業務を行う者については、平成26年4月以降に完了した、大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)が適用される1回300食以上の学校給食施設調理業務の実績を有していること。ただし、PFI事業における学校給食施設調理業務の実績については、当該事業の事業期間が終了していない場合であっても、 <u>維持管理業務</u> の期間が平成25年4月1日以降の開始で、かつ、1年以上を経過している場合、それを実績として認めることとする。	給食調理業務を行う者については、平成26年4月以降に完了した、大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)が適用される1回300食以上の学校給食施設調理業務の実績を有していること。ただし、PFI事業における学校給食施設調理業務の実績については、当該事業の事業期間が終了していない場合であっても、 <u>運營業務</u> の期間が平成25年4月1日以降の開始で、かつ、1年以上を経過している場合、それを実績として認めることとする。

要求水準書(案)及び添付資料の修正内容

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	旧	新
1	15	2	3	(3)	ア				和え物準備室、和え物室	果物用カット機械及び高速ミキサーを設置すること。	果物用カット機械を設置すること。
2	21	2	3	(3)	イ				駐車場	表内①～⑤まで	表内⑥の項目を追加 ⑥ 駐車場として整備する用地の東側道路における歩道の切り下げ工事を行うこと。
3	35	2	9	(2)	キ				食器・食缶・配膳器具類	ア～カまで	キの項目を追加 キ 食器の種類は以下のとおりとする。ただし、飯椀と汁椀は、色もしくは柄を変えること。 (ア) 飯椀(140mm×58mm、465ml程度) (イ) 汁椀(140mm×58mm、465ml程度) (ウ) 平皿(180mm×39mm、580ml程度) (エ) 小皿(145mm×33mm、310ml程度)
4	47	3	4	(1)					業務の対象範囲	事業者は、維持管理業務仕様書、維持管理業務計画書、事業契約書、本要求水準書、応募時の提案書類に基づき、本施設の機能を維持し、給食の提供に支障を及ぼすことがなく、かつ、作業等が快適にできるように、次の内容について、その性能及び機能を常時適切な状態に維持管理すること。また、事業者は、維持管理業務を遂行するに当たって、本要求水準書のほか、「建築保全業務共通仕様書令和5年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)にも準ずること。	事業者は、維持管理業務仕様書、維持管理業務計画書、事業契約書、本要求水準書、応募時の提案書類に基づき、本施設の機能を維持し、給食の提供に支障を及ぼすことがなく、かつ、作業等が快適にできるように、次の内容について、その性能及び機能を常時適切な状態に維持管理すること。また、事業者は、維持管理業務を遂行するに当たって、本要求水準書のほか、「建築保全業務共通仕様書令和5年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)を参考にすること。
5	58	3	5	(7)	ウ	(ク)			業務従事者	事業者は、配送責任者として、学校給食に係る配送・回収業務の実務経験が2年以上の者を、当該配送・回収業務を実際に行う企業の正規職員として1名配置させること。ただし、学校給食の衛生管理やコンテナの取り扱いに関する研修等を行い、十分な理解を得ていると認められる場合には、学校給食以外の配送・回収業務の実務経験が2年以下の者を配置することも可能とする。	事業者は、配送責任者として、学校給食に係る配送・回収業務の実務経験が2年以上の者を、当該配送・回収業務を実際に行う企業の正規職員として1名配置させること。ただし、学校給食の衛生管理やコンテナの取り扱いに関する研修等を行い、十分な理解を得ていると認められる場合には、学校給食に係る配送・回収業務の実務経験が2年未満の者を配置することも可能とする。
6	66	3	5	(11)	ア	(工)			給食配送・回収業務	(ア)～(ウ)まで	(エ)の項目を追加 (エ) 配送車の誘導やコンテナの搬入搬出時の安全確保のため、補助員を配置して配送員2名以上の体制とすること。